

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年8月7日(2023.8.7)

【公開番号】特開2023-24690(P2023-24690A)

【公開日】令和5年2月16日(2023.2.16)

【年通号数】公開公報(特許)2023-031

【出願番号】特願2022-206196(P2022-206196)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 316 D

【手続補正書】

【提出日】令和5年7月28日(2023.7.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

変位可能に構成される変位手段と、その変位手段に第1の部位が係合されており、前記変位手段に対する相対移動が可能に構成される相対移動手段と、その相対移動手段の第2の部位の所定部を支持する支持手段と、を備える遊技機であって、

前記支持手段は、前記変位手段の変位における前記第1の部位の配置位置に対応する前記第2の部位の配置位置を制限可能に構成され、

前記変位手段は、第1の区間および第2の区間に、変位可能に構成され、

前記遊技機は、前記変位手段が前記第1の区間を変位する場合において前記第2の部位の前記所定部とは異なる特定部が変位される第1位置と第2位置とを結ぶ直線の方向と、

前記変位手段が前記第2の区間を変位する場合において前記特定部が変位される第3位置と第4位置とを結ぶ直線の方向とが異なるよう構成され、

前記変位手段が変位される場合において、前記特定部の変位される方向が前記変位手段の変位方向に沿う場合と、前記特定部の変位される方向が前記変位手段の変位方向に沿わない場合とがあり、

前記変位手段が前記第1の区間から前記第2の区間に変位する場合における前記特定部の変位速度が略均一とされるように構成されることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

パチンコ機等の遊技機において、変位手段と、その変位手段に対する相対移動が可能に構成される相対移動手段と、を備える遊技機がある（特許文献1）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

50

【 0 0 0 3 】

【特許文献 1】特開 2016 - 116782 号公報

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 0 4 】

しかしながら、上述した従来の遊技機では、相対移動手段の移動を好適とするという観点で改善の余地があるという問題点があった。本発明は、上記例示した問題点を解決するためになされたものであり、相対移動手段の移動を好適とすることができる遊技機を提供することを目的とする。

10

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 0 5 】

この目的を達成するために請求項 1 記載の遊技機は、変位可能に構成される变位手段と、その变位手段に第 1 の部位が係合されており、前記变位手段に対する相対移動が可能に構成される相対移動手段と、その相対移動手段の第 2 の部位の所定部を支持する支持手段と、を備える遊技機であって、前記支持手段は、前記变位手段の变位における前記第 1 の部位の配置位置に対応する前記第 2 の部位の配置位置を制限可能に構成され、前記变位手段は、第 1 の区間および第 2 の区間を、变位可能に構成され、前記遊技機は、前記变位手段が前記第 1 の区間を变位する場合において前記第 2 の部位の前記所定部とは異なる特定部が变位される第 1 位置と第 2 位置とを結ぶ直線の方向と、前記变位手段が前記第 2 の区間を变位する場合において前記特定部が变位される第 3 位置と第 4 位置とを結ぶ直線の方向とが異なるよう構成され、前記变位手段が变位される場合において、前記特定部の变位される方向が前記变位手段の变位方向に沿わない場合と、前記特定部の变位される方向が前記变位手段の变位方向に沿わぬ場合とがあり、前記变位手段が前記第 1 の区間から前記第 2 の区間に变位する場合における前記特定部の变位速度が略均一とされるように構成される。

20

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 0 6 】

30

請求項 1 記載の遊技機によれば、相対移動手段の移動を好適とすることができる。

40

50